

報道関係各位

件 名 飯能市長等及び職員の給与の特例について

3月定例会に提出する、飯能市長等の給与の特例に関する条例（案）、飯能市の職員の管理職手当の特例に関する条例（案）の改正内容等については、以下のとおりです。

1 飯能市長等の給与の特例について

(1) 概要

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、市長、副市長及び教育長の給与の支給額を減額するため提案するもの

(2) 内容

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、飯能市の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例に規定する給与について、支給額を次のとおり減額するもの

- ア 市長 20%減額
- イ 副市長及び教育長 10%減額

	現行	減額率	減額後
市長	930,000 円	20%	744,000 円
副市長	785,000 円	10%	706,500 円
教育長	725,000 円	10%	652,500 円

(3) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 適用期日

令和8年4月1日

2 飯能市の職員の管理職手当の特例について

(1) 概要

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、職員の管理職手当の支給額を減額するため提案するもの

(2) 内容

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、飯能市職員の給与に関する条例及び飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定する管理職手当について、支給額を次のとおり減額するもの

- ア 職務の級が8級である職員 7%減額
- イ 職務の級が7級である職員 5%減額
- ウ 職務の級が6級である職員 3%減額

	現行	減額率	減額後
職務の級が8級である職員	70,000 円	7%	65,100 円
職務の級が7級である職員	62,000 円	5%	58,900 円
職務の級が6級である職員	54,000 円	3%	52,380 円
	49,000 円		47,530 円

(3) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 適用期日

令和8年4月1日

担当者 職員課長 吉田
連絡先 TEL042-973-2111
内線330